



令和7年6月25日

報道機関 各位

国民健康保険 高額療養費の過大支給について

国民健康保険の高額療養費に係る自己負担限度額において、海外からの転入者が国民健康保険に加入した場合の当該世帯における高額療養費の算定に誤りがあり、一部で過大支給が生じたことが判明しました。

対象世帯にはお詫び文を郵送のうえ直接謝罪し、過大支給分について返還を求めています。
対象世帯の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

概要

長野県から、海外からの転入者の高額療養費の自己負担限度額適用区分について調査依頼があり、指定のあった過去5年分（令和2年から令和6年まで）について調査を行った結果、次のとおり過大支給が判明しました。

- ① 対象世帯数 6世帯 ② 過大支給金額 267,573円

原因

1月1日時点で日本国内に居住していない海外からの転入者の高額療養費の自己負担限度額適用区分は、市民税の課税世帯の区分を適用するところ、誤って非課税世帯の区分を適用していたためです。

今後の対応

対象世帯にはお詫び文を郵送のうえ直接謝罪し、過大支給分について返還を求めています。
また、業務の実施にあたり、事務事業における法令制度等の解釈、運用を再確認するとともに、対象となる世帯区分を複数人で確認するなど、再発防止に努めてまいります。

上田市は「SDGs 未来都市」です。



上田市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

本件に関する問合せ先

上田市 健康こども未来部国保年金課
課長 坂口 (担当者 係長 小澤)

TEL 0268-75-7101 (国保給付担当 直通)